

# 『万葉集』卷一五・三六八八番歌に見える「遠の朝廷」について

## 藤原享和

### 一、はじめに

『万葉集』卷一五は遣新羅使（第一八回遣新羅使<sup>①</sup>）一行の一四五首の歌群を記載する。

本稿では、その中の三六八八番歌（以下「本歌」と言う）に詠まれた「遠の朝廷【等保能朝廷】」という語の意味とその使用意識を、『万葉集』の他の歌や遣新羅使人の立場、当時の日本と新羅の関係等、歴史的背景から明らかにしたい。（一）内は原表記。以下同じ。）

まず、題詞を含めて当該歌を記す。

老岐島に至りて、雪連宅満が忽ちに鬼病に遇ひて死去せし時に作る歌一首并せて短歌

天皇の遠の朝廷と【等保能朝廷等】韓国に渡る我が背

『万葉集』卷一五・三六八八番歌に見える「遠の朝廷」について

は 家人の 齋ひ待たねか 正身かも 過ちしけむ 秋さらば 帰りまさむと たらちねの 母に申して 時も過ぎ 月も経ぬれば 今日か来む 明日かも来むと 家人は 待ち恋ふらむに 遠の国 いまだも着かず 大和をも 遠く離りて 岩が根の 荒き島根に 宿りする君

この遣新羅使人については『続日本紀』に、

二月（中略）戊寅、從五位下阿倍朝臣繼麻呂を遣新羅大使とす。（天平八（七三六）年二月二八日条）

四月丙寅、遣新羅使阿倍朝臣繼麻呂ら拜朝す。

（天平八（七三六）年四月一七日条）

正月（中略）辛丑、遣新羅使大判官從六位上壬生使主宇太麻呂、少判官正七位上大蔵忌寸麻呂ら京に入る。大使從五位下阿倍朝臣繼麻呂、津嶋に泊りて卒しぬ。副使從六位下大伴

『万葉集』卷一五・三六八八番歌に見える「遠の朝廷」について  
宿禰三中、病に染みて京に入ることを得ず。

(天平九(七三七)年正月二六日条)

と見え、天平八(七三六)年二月に阿倍継麻呂が遣新羅大使に任じられ、同年四月拜朝、翌天平九(七三七)年正月に帰朝したが、大使の阿倍継麻呂は津嶋で死亡、副使大伴三中は病気で京に入れなかつたことがわかる。

天平八(七三六)年発遣、翌年正月帰朝の遣新羅使一行中の雪連宅満が往路の杵岐島で「鬼病」に罹り死亡した時に作られた歌ということであるので、作歌年代は天平八年、作歌場所は新羅への往路の杵岐島ということになる。作者は同行中の一人であろうということ以外に情報はなく、特定は難しい。<sup>③</sup>

## 二、先行研究(注釈史)

本歌に見える「遠の朝廷」の注釈史は以下のとおり。

概ね一八世紀までは、「新羅は我が国にしたかひ奉れるから国なれば、遠のみかと、よめる也。」(下河辺長流『万葉集管見』)のように入世前半の新羅を日本に従属するものと捉えて解釈する<sup>①</sup>説(ほかに北村季吟『万葉拾穂抄』、荷田春満『万葉集童蒙抄』、橘千蔭『万葉集略解』等)、幕末から一九七〇年頃までは、「何方にても、朝政を執行ふ処をいふ事にて、此は新羅国にて、天皇の大政執行ひ

し処をいふ、いはゆる日本府と云るものこれなり」(鹿持雅澄『万葉集古義』)のように任那日本府のこととして解釈する<sup>②</sup>説(ほかに武田祐吉『増訂万葉集全註釈』等)、「遠国にある政庁なり。古義に『いはゆる日本府と云るものはなり』といへれど任那にありし日本府ははやく(欽明天皇の御代か)廃せられて此時代には存在せず。然もトホノミカドといへるは昔より唱へ来れるに従へるなり。」(井上通泰『万葉集新考』)のように任那日本府が存在した時の名残として解釈する<sup>③</sup>説(ほかに鴻巣盛廣『万葉集全釈』、今井邦子『万葉集総釈』、窪田空穂『万葉集評釈』、佐佐木信綱『評釈万葉集』、土屋文明『万葉集私注』、小島憲之『日本古典文学大系』、澤瀉久孝『万葉集注釈』、青木生子『新潮日本古典集成』等)、一九七〇年代半ば以降は「都から遠く離れた天皇の行政官庁、またはそこに派遣される官人をいう。ここは後者。」(小島憲之・木下正俊・佐竹昭広『日本古典文学大系』)のように都から遠く離れた天皇の行政官庁に派遣される官人のこととして解釈する<sup>④</sup>説(ほかに吉井巖『万葉集全注』、佐竹昭広他『新日本古典文学大系』、伊藤博『万葉集私注』等)、「一方向的に韓国を支配国と考えていた表現。この度の外交は当地で失敗したといわれ、ここにも原因があるか。」(中西進『万葉集全訳注原文付』)として新羅が日本の支配下にあるという意識での外交姿勢の現れと見る<sup>⑤</sup>説(ほかに多田一臣『万葉集全解』等)、とい

うように明らかに時代とともに学説がほぼ一斉に変化してきている。  
三、先行研究の検討

まず、①説であるが、『令集解 卷三二』「公式令」に「隣国者大唐。蕃国者新羅也。」と見えるように、日本に新羅を下に見る意識は存在し、それはある時期の国際関係を反映したものであったにせよ、本歌が詠まれた時期は既に所謂白村江敗戦（六六三年）から七〇年以上経ており、新羅が日本の従属国であるという実情はあり得ない。白村江敗戦は『日本書紀』にも、

大唐の軍將、戰船一百七十艘を率て、白村江に陣列れり。  
戊申に、日本の船師の初づ至れる者と大唐の船師と合戦ふ。  
日本、不利けて退く。大唐、陣を堅めて守る。（中略）進みて  
大唐の堅陣之軍を打つ。大唐、便ち左右より船を夾みて繞  
み戦ふ。須臾之際に、官軍敗績れぬ。

（天智二（六六三）年八月二七、二七、二八日条）  
という記述があり、養老五（七二二）年に既に日本紀講筈が行われていることを考えても七三六年段階では周知のことであったと思われる。従って（前近代の説として研究史的価値はあるにせよ）①説は大いに疑問である。  
次に②説について。

『万葉集』卷一五・三六八八番歌に見える「遠の朝廷」について

任那日本府の存在や性格をめぐっては一九七〇年代半ば以降大きな学説の展開があり、近年では朝鮮半島統治のための日本の出先機関とする考え方はほぼ否定されている（後述）が、幕末の鹿持雅澄や一九五〇年代初頭の武田祐吉が本歌の「遠の朝廷」を任那日本府乃至日本の使庁として解釈したのは歴史学の実証を考慮するとやむを得ぬ事と言えよう。事実、『日本書紀』には、

1（雄略天皇が）田狹を拜して、任那国司にしたまふ。  
（雄略七（四六三）年是歳条）  
2（新羅王が）「高麗王、我が国を征伐つ。（中略）伏して救を日本府の行軍元帥等に請ひまつる」といふ。

（雄略八（四六四）年二月条）  
3安羅の次早岐夷吞突（中略）、子他の早岐等と、任那の日本府吉備臣と（中略）百済に往赴きて、俱に詔書をうけたまはる。  
（欽明二（五四二）年四月条）

等の記事（2は「日本府」の、3は「任那日本府」の初見記事）が見え、「遠の朝廷」をそれに当てるのは当時の歴史学の水準を考えれば素直な解釈かと思う。

『新唐書』卷二二〇列伝第一四五「東夷」に「咸亨元（六七〇）年の日本からの使者が【悪倭名 更号日本。使者自言、国近日所出、以為名。】と見え、唐に赴いた使者が「倭」に代えて「日本」

と称したことや、『大宝令』（大宝元（七〇二）年施行）の注釈書である「古記」（『令集解』所引）に「御宇日本天皇詔旨。对隣国及蕃国而詔之辞<sup>⑤</sup>」と、対外的に用いる国号として「日本」が明記されていること等から、倭が国名を「日本」と称するようになったのは七世紀後半というのが通説の見解であり、「日本府」という呼称は前記2、3の時期にはあり得ず、「任那宮家」とあるのが古称であろう<sup>⑥</sup>。

しかし、当時の名称は別として「日本府」と『日本書紀』に記された我が国の使序が朝鮮半島に存在した時期が仮にあったとしても、同じ『日本書紀』が欽明二三（五六二）年正月条（つまり本歌が詠まれる一七四年前）に、次のとおり「任那の官家」滅亡を記している。

二十三年の春正月に、新羅、任那の官家を打ち滅しつ。<sup>⑦</sup>

①説の検討の中でも述べた『日本書紀』の受容環境の下での記事を認識している遺新羅使一行の官人が、本歌の「天皇の遠の朝廷と 韓国に 渡る我が背は」という表現で「天皇陛下の遠方の政庁として、新羅の国に渡るわが友は」（武田祐吉 前掲書十一 一〇頁）と（理念としてではなく）実質を伴って歌うことは考えにくい。

次に③説について。

③説は①、②説と違い、本歌が詠われた当時「任那日本府」が既

に存在せず、朝鮮半島が日本の属国的立場でもないということを踏まえた上で、「昔より唱へ来れるに従へるなり」（井上通泰）、「古い習慣によつて云つてあるもの」（窪田空穂）、「任那に日本府があったころの名残か」（小島憲之）等と解釈している。しかし、別表のとおり、『万葉集』中に見える「遠の朝廷」の用例のうち、作歌年代の明らかなのは七首で、上限が神亀五（七二八）年、下限が天平勝宝七（七五五）年である。作歌年代の不明なものは一首のみ（巻三・三〇四番歌）であるが、作者は柿本人麻呂であることから持統・文武朝、すなわち七世紀末〜八世紀初頭頃の歌と考えられる。先述のとおり所謂「任那日本府」は、往古仮に存在したとしても六世紀中葉に滅亡しており、七世紀中葉には白村江敗戦を経ているのであるから、『万葉集』に「遠の朝廷」という言葉が現れるのは朝鮮半島への影響力が衰退した後と言うことになり、「昔より唱へ来る」、「古い習慣によつて云つてある」、「任那に日本府があったころの名残か」等という説は実証が困難となる。

④説の「都から遠く離れた天皇の行政官庁に派遣される官人」という考え方は一九七〇年代半ば以降最も広く行われている。

一九六三年、北朝鮮の歴史学者金錫亨は「三韓、三国時代の日本列島内の分国について」という論文<sup>⑧</sup>の中で、「倭」とともに『百濟』『新羅』『加羅』『秦韓』『馬韓』（慕韓）などの地方が、日本列

別表 『万葉集』 「とほのみかど」用例一覧

例番号	巻 歌番号	歌【 <u>        </u> 】内は原表記)	「とほのみかど」 直前の表現	「とほのみかど」 の指すもの	歌人	詠歌場所	作歌年代
1	304	柿本朝臣入麻呂が筑紫国に下る時に、海路にして作る歌二首 (303番歌略) 大君の 遠の朝廷と 【遠乃朝廷跡】 あり通ふ 島門を見れば 神代し思はゆ	大王之	大宰府	柿本人麻呂 (筑前守)	筑前国に下る海路	687～707年 (持統・文武朝)
2	794	日本挽歌一首 大君の 遠の朝廷と 【等保乃朝廷等】 しらぬひ 筑紫の国に泣く子なす 慕ひ来まして 息だにも いまだ休めず年月も いまだあらねば 心ゆも 思はぬ間に (後略)	大王能	大宰府	山上憶良 (筑前守)	筑前	728 (神亀5) 年
3	6	天皇、酒を筋度使の御等に賜ふ御歌一首 食乎国の 遠の朝廷に 【遠乃御朝廷尔】 我はいまさむ 天皇なほ 平けく 我は遣はむ 手抱きてそ ねぎたまふ (後略)	食国	東海道 山陰道 東山道 西海道	聖武天皇	平城宮	732 (天平4) 年
4	15	筑前国志麻郡の磯亭に至り、船泊まりして三日を経ぬ。(中略) 各心緒を陳べ、聊かに裁る歌六首 大君の 遠の朝廷と 【等保能美可度登】 思へれど 日長くしあれば 恋ひにけるかも	於保伎美能	(本稿で検討)	阿倍継麻呂 (遣新羅大使)	筑前国志麻郡磯亭	736 (天平8) 年
5	15	壹岐島に至りて、雪連名請が忽ちに鬼病に遇ひて死去せし時に作る歌一首 天皇の 遠の朝廷と 【等保能朝廷等】 韓国に 遠る我が骨は 家人の 斎ひ待たねか 正身かも 過ちしけむ (後略)	須売呂伎能	(本稿で検討)	不明 (遣新羅副使大伴三中说あり)	壹岐嶋	736 (天平8) 年
6	17	放逸せる鷹を思ひ、夢に見て感悦して作る歌一首 大君の 遠の朝廷と 【等保能美可度會】 み雪降る 越と名に負へる 天離る 郡にしあれば 山高み 川とほしちし野を広み 草こそ繁き (後略)	大王乃	越中の政庁	大伴家持 (越中守)	越中	747 (天平19) 年
7	18	庭中の花の作歌一首 大君の 遠の朝廷と 【等保能美可等々】 任きたまふ 官のまにま み雪降る 越に下り来 あらたまの 年の五年 きたへの 手枕まかす 細解かす 丸寝をすれば (後略)	於保支員能	越中の政庁	大伴家持 (越中守)	越中	749 (天平感宝元) 年
8	20	大君が悲別的心を追ひて痛み作る歌一首 防人の 遠の朝廷と 【等保能朝廷等】 しらぬひ 筑紫の国は 敬守る おさへへの 城そと 聞こし食す 四方の国には 人さばに 満ちてはあれど 鶏が鳴く 東明は (後略)	天皇乃	大宰府	藤原信奈麻呂 (相模守)	相模	755 (天平勝宝7) 年

島内に存在していたとみる<sup>⑨</sup>、「三韓以来わが三国の、日本列島内におかれた分国の存在<sup>⑩</sup>」、「日本府」は朝鮮半島においたものではなく、日本列島内の諸分国におかれたものである<sup>⑪</sup>等と述べ、従来の日本の「任那日本府」について考え方を根本から覆す学説を発表した。この学説が日本でそのまま受け容れられた訳ではないが、これをきっかけに「任那日本府」をめぐる日本でも活発な論議が交わされるようになり、特に一九七二年の金錫亨来日（高松塚古墳の総合学術調査のため）以降、わが国における「任那日本府」の研究が急展開を見せ、倭政権の出先機関であるとする伝統的な学説はほぼ否定され、「任那日本府」は機関や建物ではなく派遣された官人（外交使節団）を言うとする説も有力になった。国文学研究においてもこの学説の流れは反映され、一九七五年発行の『日本古典文学全集』（小学館）以降の多くの注釈書が「派遣される官人」説を採るに至った。

私は「任那日本府」をめぐる歴史学の進展と成果を否定するものではないが、歴史学の成果を『万葉集』の表現の解釈ににわかにつびつけることには慎重になりたい。以下のアウの理由による。

ア、歴史学の新しい見解は「日本府」を「派遣された官人」と捉えるのであって、「遠の朝廷」という『万葉集』中の歌の表現について言っているのではない。

イ、仮に「遠の朝廷」が「派遣された官人」を指すとするならば、「みかど」に「官人」の意味がなくてはならない。

『万葉集』中に「みかど」と訓読しうる用例は二八例（とほのみかど）は除く）見えるが、

やすみしし 我が大君 高照らす 日の皇子 荒たへの 藤  
原が上に 食す国を 見したまはむと （中略） 我が造る 日  
の御門に【日之御門尔】 知らぬ国 よし巨勢道より 我が国  
は 常世にならむ（後略） （巻一・五〇番歌）

のように天皇の宮殿を指すもの、

（前略）大和の 青香具山は 日の経の 大き御門に【大御  
門尔】 春山と しみさび立てり 畝傍の この瑞山は 日の  
緯の 大き御門に【大御門尔】 瑞山と 山さびいます 耳梨  
の 青菅山は 背面の 大き御門に【大御門尔】 宜しなへ  
神さび立てり 名ぐはしき 吉野の山は 影面の 大き御門ゆ  
【大御門徒】 雲居にぞ 遠くありける（後略） （巻一・五二番歌）

のように宮殿の門を指すもの、

ひさかたの 天見ることく 仰ぎ見し 皇子の御門の【皇子  
乃御門之】 荒れまく惜しも （巻二・一六八番歌）  
のように薨去した皇子の宮を指すもの、

万代に いましたまひて 天の下 奏したまはね 朝廷去ら  
ずて【美加度佐良受弓】 (巻五・八七九番歌)  
のように朝廷そのものを指すものが全てであり、「官人」を意味する例はない。<sup>16)</sup>

ウ、史料の時代は下るが、『延喜式 卷八』「神祇八 祝詞」所載の「六月晦大祓」祝詞の詞章に、

(前略) 官官【官官】に仕へ奉る人等【人等】の、過ち犯

しけむ雑々の罪を(後略)

と見える。ここでは「官官【官官】の「人等【人等】」と言っているわけで、「官(役所)」と「人等(人の集団)」が別の概念であることは自明である。

従って、「遠の朝廷」が「行政官庁に派遣される官人」を指すということはあり得ない。

なお、本遺新羅使人歌群以外に見える「遠の朝廷」をも「官人」と解釈する注釈も見受けられる。巻一八・四一一三番歌のそれを「越中国守の任を、天皇権力の代行者としていった」と解釈する『日本古典文学全集 万葉集四』(小島憲之・木下正俊・佐竹昭広校注)がその嚆矢であるが、「遠の朝廷」官人説をとるのは『万葉集』巻一五〇二〇を扱う同全集の中の『万葉集四』のみであり、同全集『万葉集一、二』では注釈対象の全ての歌(『万葉集』巻三・三〇四

『万葉集』巻一五・三六八八番歌に見える「遠の朝廷」について

番歌、巻五・七九四番歌、巻六・九七三番歌)の「遠の朝廷」について行政官庁説をとっている(同全集『万葉集三』には「遠の朝廷」の語句を含む歌はない)。同全集『万葉集一、二』が一九七二年以前の発行であるのに対して同全集『万葉集四』の発行が一九七五年であることは、先に述べた歴史学上の新論の敏感な反映を物語る。因みに近年(一九九四―一九九六年)新しく出版された『新編日本古典文学全集』(校注者三名中二名は『日本古典文学全集』と同じ。佐竹昭広氏のみ東野治之氏に交代。)では巻二〇・四三三一番歌以外の「遠の朝廷」をすべて官人説(巻五・七九四番歌については行政官庁説と並記)で説明するに至っている。このほかにも巻一八・四一一三番歌の「遠の朝廷」を中西進は「遠方の行政機関。役所も組織も含めていう」(『万葉集全訳注』)、巻二〇・四三三一番歌のそれを木下正俊は「都から遠く離れた天皇の行政官庁としての大宰府や各国庁をいい、またそこに派遣され在勤する官人をさす」ともある。『(『万葉集全注』)と説明するなど官人説は行われているが、残念ながら従来からの解釈を変更して官人説を採用する根拠が何れも示されていない。従って従来からの解釈の変更が純粋に『万葉集』の表現の分析からなされたものか歴史学の成果をとり入れたものか、またそれらが相俟ってなされたものか断定することは出来ない。ただ、先述のとおり『万葉集』の用例を検討する限り「みかど」に「官

人」の意味を認めることには結論として慎重にならざるを得ない。

最後に⑤説であるが、「四、私見」でも述べるとおり、七三八年という時代（統一新羅の時代）に新羅が日本の支配下にあるという意識があるとすれば、まさに中西進説のとおり「一方的に韓国を支配国と考えていた表現」（前掲書）であり、それに基づく外交は極東アジアの情勢を直視しないものであるとしか言いようがないのであって、この説は現在までの学説の中では最も当を得たものであるように思う。ただ、先にも述べたとおり、白村江敗戦の事実が遣新羅使人達に知られていなかったとは考えにくく、名実共に「韓国を支配国と考えていた」とは言い難いのではないか。

支配国と考えていたが、故の表現なのか、支配国と考えるとするが、故の表現なのか重要なポイントであるように思う。同説をとる多田一臣は前掲書6（七三頁）で、「一方的な認識だが、この姿勢で外交交渉にあたらうとした。」という分析を示すが、「この姿勢」が国際関係の認識不足から来るものなのか、現状を認識した上で「この姿勢」をとる必要があったのか、『万葉集』の表現を考える上では問題であろう。

#### 四、私見

「三、先行研究の検討」で見えてきたとおり、少なくとも本歌が詠

まれた時点では新羅は実質的に日本の従属国ではないし、その（実態は措くとしても）「任那日本府」乃至「都から遠く離れた天皇の行政官庁」も朝鮮半島には存在しない。仮に「任那日本府」が以前に存在したとしても、「遠の朝廷」という表現は柿本人麻呂以前に用例を見出せず、昔の名残として詠んだというのは実証が困難であろう。また、「みかど」という語で「官人」のことを表現したと考えるには無理があり、実際そのような例は『万葉集』中がない。

では、本歌における「遠の朝廷」はどのような意識で何を表現しているのか。そのことを明らかにするためには、本歌が遣新羅使人によって詠まれたことに立ち返り、天平八（七三六）年発遣の第一八回遣新羅使の置かれた情勢や、彼らの新羅での体験を分析してみる必要がある。日本と新羅の歴史的關係が語句の意味や解釈にそのまま繋がるものではないが、ことばは常にニュートラルな辞書の意味のみをもつものではなく、使用される状況や背景によって様々な機能を帯びるものとの認識からである。

『続日本紀』に記された第一八回より前の遣新羅使人の帰朝記事は、

遣新羅使從五位上波多朝臣広足ら、新羅より至る。

（慶雲元（七〇四）年八月三日条）

幡文造、通ら新羅より至る。



(慶雲二(七〇五)年五月二五日条)

のようにほぼ帰朝の事実のみを記載するのに対して、第一八回遣新羅使の帰朝記事は特異である。

1 遣新羅使大判官從六位上壬生使主宇太麻呂、少判官正七位上大蔵忌寸麻呂ら京に入る。大使從五位下阿倍朝臣繼麻呂、津嶋に泊りて卒しぬ。副使從六位下大伴宿禰三中、病に染みて京に入ること得ず。(天平九(七三七)年正月二六日条)

2 遣新羅使副使正六位上大伴宿禰三中ら卅人拜朝す。

(同年三月二八日条)

1 に見えるように、大使阿倍繼麻呂は帰路に対馬で没し、副使大伴三中も病気に罹つて帰朝後即座に天皇に復命できなかつたのである。2 に見えるように、副使三中らの拜朝はそれより二ヶ月後のことになるが、大使は亡くなり、副使は病で入京できないうち、極めて重要な報告がおそらく副使に次ぐ地位であった大判官壬生宇太麻呂らによってなされている。副使の恢復を待つていられない緊急事態という判断があつたものと思われる。『続日本紀』からその記事を次に示す。

遣新羅使奏すらく、「新羅国、常の礼を失ひて使の旨を受けず」とまうす。是に、五位已上并せて六位已下の官人、物て冊五人を内裏に召して、意見を陳べしむ。

『万葉集』卷一五・三六八八番歌に見える「遠の朝廷」について

(天平九(七三七)年二月一五日条)

この時の遣新羅使に対して新羅は「常の礼を失ひて使の旨を受けず」、つまり遣新羅使として以前のように扱わなかつたということである。

七日後、これに対して諸官司から意見が出される。

諸司、意見の表を奏す。或は言さく「使を遣してその由を問はしむ」とまうし、或は「兵を發して征伐を加へむ」とまうす。(同年同月二二日条)

「新羅に詰問せよ」、「軍事行動に出よ」という激しい意見、厳しい反応であつた。

同年四月一日条には、

使を伊勢神宮、大神社、筑紫の住吉・八幡の二社と香椎宮とに遣して、幣を奉りて新羅の礼无き状を告さしむ。

と見える。

「新羅と渤海の關係は、時に対立をみることにあり、また渤海が唐と対立することによって、唐は新羅との關係を改善した。その結果、良好であつた日本と渤海の關係を牽制して、新羅が日本への臣従を嫌う様相を見せることが頻繁になつてきた。」という歴史学からの分析もあり、この時期の日本と新羅の關係はかなり緊迫

したものであったようである。

従来どおり新羅からの朝貢形式による外交を求める日本と、唐との関係から対日本朝貢外交に否定的な新羅という状況が生じていたのである。実際、『続日本紀』には神亀三（七二六）年六月五日の「新羅使調物を貢る。」という記事から天平四（七三二）年正月二二日の「新羅使来朝く」という記事までの五年半新羅朝貢の記録は見えない。天平四年正月に来朝した新羅使は同年五月に朝堂で饗を受けるが、その時聖武天皇は「来朝くる期は、許すに三年に一度を以てしたまふ。」（『続日本紀』天平四年五月二一日条）と三年毎の朝貢を命じている。ところがその後天平六（七三四）年に来朝した新羅使は次に示すとおり同七年二月に多治比県守に対して国号を「王城国」と称したため帰国させられた。

二月癸卯、新羅使金相貞、京に入る。癸丑、中納言正三位多治比真人県守を兵部の曹司に遣して、新羅使の入朝せる旨を問はしむ。而るに新羅国、輒く本号を改めて王城国と曰ふ。茲に因りてその使を返し却く。

（『続日本紀』天平七（七三五）年二月一七、二七日条）

「王城」は「天子の都城」の意であり、日本に対して朝貢すべき属国の名称として不適とされたのであろう。新羅の日本に対する姿勢の変化と日本の憤慨が見て取れる。

そしてその翌天平八（七三六）年に発遣されたのが本歌を詠んだ第一八回遣新羅使人なのである。新羅をあくまで「朝貢国」として位置づけた日本、しかしその体制からすでに事実上離れてしまっている新羅、前年にやってきた新羅使は「王城国」と名乗る始末である。そのような情勢の中で任命された遣新羅使一行は、新羅も日本国内の天皇の支配の及ぶ遠方の「遠の朝廷」と同じとの立場を明確にする必要があった。

「遠の朝廷」という言葉は別表のとおり『万葉集』中に八例見えるが、本歌の属している巻一五の「遣新羅使人歌群」の二例（4、5）を除けば、大宰府（1、2、8）、東海道、東山道、山陰道、西海道（3）、越中の政庁（6、7）を指している。まさに「都から遠方の天皇の行政官庁・支配地」である。また同表「二」とほのみかど「直前の表現」欄に明らかなように、臣下の者が詠んだ歌に見える「遠の朝廷」には必ず「おほきみの」または「すめろきの」が（1、2、4、8）、天皇が詠んだ歌には「をすくにの」が（3）冠せられる。「遠の朝廷」という語句は「都から遠方の天皇の支配地」という意識の明確な表現であると言える。

新羅との関係が悪化する以前に用例が見えない「遠の朝廷」という語を、白村江敗戦後、それも新羅が朝貢を忌避する傾向が明らかになった段階で用いること、それは何を意味するか。実態が伴わな

いがゆえに、より強烈に新羅を「天皇の遠方の支配地」と見なした  
い意識以外の何物でもなからう。先述のとおり「遠の朝廷」は『万  
葉集』中の遣新羅使人歌群（4、5）以外では「都から遠方の天皇  
の行政官庁・支配地」を指して用いられる。しかし、当時新羅には  
日本の政庁が存在しないことは既に明白であったので、ここで「遠  
の朝廷」が意味するのは「政庁」ではなく、「天皇の遠方の支配地」  
と考えられる。新羅を天皇の支配の範囲と見なす意識の尖鋭化、そ  
れが本歌における「遠の朝廷」の使用意識であろう。大宰府や東海  
東山、山陰、西海各道、越中と同じく「都から遠方の天皇の支配  
地」と見なして詠むことが新羅に対する姿勢であった。時代はやや  
下るが、新羅を属国視する根拠を朝廷が何に求めているかを示す記  
述が『続日本紀』の孝謙天皇の詔に見える。

新羅使を朝堂に饗す。詔して曰はく、「新羅国、来り  
て朝廷に奉ることは、氣長足媛皇太后の彼の国を平定け  
たまひしより始めて、今に至るまで、我が蕃屏と為る。……」

（天平勝宝四（七五二） 年六月一七日条）

このように、神功皇后の新羅征討が根拠となつていたのであつて、  
新羅との関係において実態が伴わなくなつても容易に修正されない  
ばかりか、逆に支配意識がより強烈に表現される方向へと進むので  
ある。

『万葉集』卷一五・三六八八番歌に見える「遠の朝廷」について

先に私は「三、先行研究の検討」の中で「支配国と考えていたが、  
故の表現なのか、支配国と考えようとするが故の表現なのか」と⑤  
説に疑問を呈したが、分析したとおりの国際情勢の中では明らかに  
「支配国と考えようとするが故の表現」であり、現状を認識した上  
で「この姿勢」（多田一臣 前掲）をとる必要があつたと考える。  
⑤説と私見の違いはここにある。

その後、天平勝宝五（七五三）年に唐の玄宗皇帝に対する朝賀の  
場で、日本の遣唐使の席次が新羅の下に置かれ、副使大伴古麻呂が  
これに抗議し席次を逆転させたという事件がおこる。新羅に対する  
日本の感情は益々威丈高になり、遂には大宰府に行軍式をつくらせ、  
船親王を香椎廟に遣して新羅征討の旨を奏せしめ、新羅を征つため  
船五百艘を造らしめ、香椎廟に奉幣をしている。

『経国集』には、

三韓の朝宗する、日を為すこと久矣。風を占へ貢を輸し、  
歳時絶ゆること靡し。頃叢爾たる新羅、漸くに蕃礼を闕き、  
先祖の要請を蔑し、後主の迷罔に従ふ。多く楼船を発せ、遠  
く威武を揚げ、奔鯨を鯤壑に断り、封豕を鷄林に戮さむと思欲  
ふ。

（三韓の我が国への参朝は、日数を経て久しいことになる。  
風の吹く方向をうらなひ朝貢し、いつも絶えることがない。と

ころがこの頃は、小さく卑しい新羅の国は、次第にえびすとしての礼儀を缺くやうになり、その祖先のわが国への約束を軽視し、以後の主君の迷った謀はかりごとに従ふやうになつてゐる。そこで、あまたの大きな楼船ふなだちを船立させ、海の彼方の遠くまでも国威を輝かせ、あばれる鯨の如き奴らを鯨の国の深谷ともいふべき新羅の国に於いて斬り、大きな猪の如き奴らを鷄林といふ新羅の国に於いて殺さうと願ふわけである。

と見え、新羅に対する姿勢の硬化が見て取れる。

本歌における「遠の朝廷」は謂わば対新羅感情悪化過程の只中における遣新羅使人の理念・使命を体現した語句として使用されているのである。

### 五、まとめ

本歌における「遠の朝廷」は、「任那日本府」を統治機関と見る伝統的な考え方が歴史学の進展により否定された一九七〇年代中葉以降、「都から遠く離れた天皇の行政官庁に派遣される官人」と見る説が有力であるが、『万葉集』の他の用例からも「みかど」に「官人」の意は認められない。

「遠の朝廷」という語句は柿本人麻呂以前（従つて当然白村江敗戦以前）には見えないことから、『日本府』（如何なる意味であれ）

が存在し、新羅に対する支配が有効になされていたとされる時期からの伝統的表現とは言えず、むしろ新羅との関係が日本の劣勢に傾いてきた時期から使用されている表現であり、そのような情勢の中で逆に高まつたわが国の新羅に対する強烈な支配意識の下に「都から遠方の天皇の支配地」の意で使用されたと考えられる。

この遣新羅使人歌群の中で「吉備国水調郡の長井の浦みづのちのりつゝきのほり」（三六一一～三六一六番歌）、

一二～三六一四番歌、「風速の浦かぜはや」（三六一五～三六一六番歌）、

「安芸国の長門の島あきのくにのながと」（三六一七～三六一八番歌）……（中略）……

「肥前国松浦郡の狛島の亭ひのみのらまつらのまの」（三六八一～三六八七番歌）と航海した一行は遂に肥前国を離れ、杵岐に着く。いよいよ本土を後にして目指すは一路対馬、そして新羅である。この時点で宅満は没した。

既述のとおり対新羅情勢の中で任じられたこの遣新羅使一行の使命からして、宅満が目指したのは「天皇の遠の朝廷」つまり「都から遠方の天皇の支配地（であるべき新羅）」なのである。題詞によれば本歌は、「雪連宅満が忽ちに鬼病に遇ひて死去せし時に作る歌」、つまり宅満が亡くなったときに詠まれた追悼の歌であり、任務半ばにして亡くなった宅満は最大限にその任務遂行への意識を称揚されねばならない。彼は「都から遠方の天皇の支配地であるべき韓国に渡る我が背であつた」と。

もっとも、本歌を含む遣新羅使人歌群は、遣新羅使一行の実録を

元にして大伴家持が「歌物語」として構成した虚構的なものであるという考え方も有力である。今仮にその説に従うとしても、その歌物語の中では、従前の遣新羅使一行にはない今次に特有な渡航目的が当然明示され詠いこまれるはずである。それは新羅が本歌の「遠の朝廷」すなわち「都から遠方の天皇の支配地」であるべきことの強烈な主張である。

なお、同遣新羅使人歌群中の

筑前国志麻郡の韓亭に至り、船泊まりして三日を経ぬ。

(後略)

大君の遠の朝廷と【等保能美可度登】思へれど 日長く  
しあれば 恋ひにけるかも (卷一五・三六八番歌)

にも「遠の朝廷」が見え、それは大宰府や韓亭、またその公館を指すという説が行われてきたが、やはり一九七〇年代半ば以降は先に挙げた④説と同じく、役所ではなく官人を指すという解釈が多くなっている(『万葉集全注』、『万葉集积注』、『新編日本古典文学全集』、『新日本古典文学大系』等)。

しかし、既述のとおり『万葉集』の用例から「みかど」に官人の意味は認められず、ここでは三六八番歌と同様「都から遠方の天皇の支配地(であるべき新羅)」へ行くのだという気概を持っているが、やはり停泊が続くと(家が)恋しくなる、と解するのが妥当

『万葉集』卷一五・三六八番歌に見える「遠の朝廷」について

であり、三六八番歌との整合も保持される。

注

- ① 吉川弘文館編集部『日本史必携』二〇〇六年 吉川弘文館 三九三頁による。
- ② 歌詞に「遠の国 いまだも着かず」とある。
- ③ 山田孝雄は「万葉集と大伴氏」(同『万葉集考叢』一九五五年 宝文館 所収、初出は美夫君志会編『万葉集新説』一九五一年 中部日本新聞社 所収)で「三中の作であらうと思ふ」とする。
- ④ 『新唐書』第二〇冊 伝 一九七五年 中華書局 六二〇八頁。
- ⑤ 『令集解』卷卅一「公式令 詔書式」。
- ⑥ 国史大辞典編集委員会『国史大辞典第三卷』一九九二年 吉川弘文館 四七一頁(項目「任那」執筆担当平野邦雄)。
- ⑦ ここに言う「官家」の実態については諸説あり、今日では必ずしも日本使府としての所謂「任那日本府」を意味すると解されているわけではない。
- ⑧ 科学院歴史研究所(北朝鮮)機関誌『歴史科学』一九六三年第一号所収。
- ⑨ 同右。引用は鄭晋和訳「三韓、三国の日本列島内の分国について(一)」(『歴史評論』一九六四年五月号所収)によった。
- ⑩ 同右。
- ⑪ 同右。引用は鄭晋和訳「三韓、三国の日本列島内の分国について(二)」(『歴史評論』一九六四年八月号所収)によった。
- ⑫ このほかに卷一・五二(の一回目の「みかど【御門】」。―同歌には「みかど【御門】」が複数回詠み込まれている―)、卷二・一九九番歌(の一回目の「みかど【御門】」。―同歌には「みかど【御門】」が複数回

『万葉集』巻一五・三六八八番歌に見える「遠の朝廷」について

詠み込まれている―）、巻三・四四三番歌、巻五・八九四番歌、巻一・二五〇八番歌、巻一八・四〇九四番歌、二〇・四四八〇番歌。

⑬ このほかに巻二・二五六八番歌、巻一六・三八八六番歌。

⑭ このほかに巻二・一七三、一七四、一八三、一八四、一八六、一八九番歌、巻二・一九九番歌（の二―五回目的「みかど」「御門」。―同歌には「みかど」「御門」が複数回詠み込まれている―）、巻三・四七八番歌。

⑮ このほかに巻一九・四二四五番歌。

⑯ 巻一六・三八八六番歌【中門】や巻一九・四二四五番歌【国家】を「みかど」と訓読するかどうかは断定できないが、仮に「みかど」と詠んだとしても「官人」を意味しないことは歌の文脈上明白である。

⑰ 中西進は『万葉集』と大宰府（九州歴史資料館開館十周年記念大宰府古文化論叢 下巻）一九八三年 吉川弘文館 所収）の中で「遠の朝廷」について「八麻呂によって造語された」と述べている。

⑱ 渤海は六九八年に「震国」と称して興り、七二三年に唐から冊封を受け（渤海郡王）た。

⑲ 神亀四（七二七）年九月に「渤海郡王の使」が来朝し、翌神亀五（七二八）年六月に最初の遣渤海使が発している。

⑳ 鐘江宏之『全集日本の歴史 第三巻 律令国家と万葉びと』二〇〇八年 小学館 九八頁。

㉑ 諸橋敏次『大漢和辞典 巻七』一九五八年 大修館（修訂版を参照）八三八頁。

㉒ 『続日本紀』天平勝宝六（七五四）年正月三〇日条

㉓ 同 天平宝字三（七五九）年六月一八日条

㉔ 同 同年八月六日条

㉕ 同 同年九月十九日条

㉖ 同 天平宝字六（七六二）年一月一六日条

⑳ 『経国集巻二〇』より天平宝字元（七五七）年文章生紀真象に対する質問の文章。

『経国集』の読み下し及び大意は小島憲之『経国集詩注 巻二十対策文』（同『国風暗黒時代の文学 補篇』二〇〇二年 塙書房 所収）によった。

㉑ 伊藤博『万葉の歌物語―巻十五の論―』（同『万葉集の構造と成立 古代和歌史研究2』一九七四年 塙書房 所収。初出は『言語と文芸』六〇号 一九六八年九月）、同『万葉集の生いたち（四） 巻十三―巻十六の生いたち』（青木生子・井手至・伊藤博・清水克彦・橋本四郎『新潮日本古典集成 万葉集四』一九八二年 新潮社 所収。なお、ここでいう「歌物語」は、平安朝の『伊勢物語』や『大和物語』のような文芸形式を上代の「歌謡物語」と区別する概念ではなく、「歌群で構成された物語」というほどの意味である。

（使用テキスト）注に明示したものは除く。

『日本書紀』、『万葉集』―新編日本古典文学全集、『続日本紀』―新日本古典文学大系、『令集解』―新訂増補国史大系、『延喜式』―祝詞全評釈 延喜式祝詞中臣寿詞』

漢字は引用であると否とを問わず原則として所謂新字体を用いた。

客観的な記述を担保するため人名の敬称は省いた。失礼の段、ご寛恕賜りたい。

本稿は古代文学研究会、古代研究会、祭祀史料研究会、南都文化研究組織シンポジウムでの研究発表（発表題目「『遠の朝廷』について」を経て作成した。各席上でご指導、ご助言いただいた先生方に心より感謝申し上げます。